

# 第6章 計画の推進体制

## 第1節 計画推進の体制確保

### (1) 全庁的な施策の推進及び進行管理

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、本計画に明記した担当課ごとに施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進していきます。

また、医療・介護・予防・住まい及び生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進するため、府内の関係部門、介護保険事業者、医療機関等との連携を更に深めていきます。

本計画の見直しを行う際は、「下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会」を開催し、各種施策の進捗状況の確認や検証、制度改正への対応、さらには、地域ケア会議において明らかとなつた政策課題等について審議の上、次期計画策定に反映していきます。

### (2) 市民への情報提供と計画への参画

#### ①市民への情報提供

広報「しもだ」、市公式サイト、パンフレットの配布等、多様な情報媒体を活用し、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、介護サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表制度」の活用について窓口でのパンフレットの配布や市公式サイトにリンクを設定し、利用者に周知していきます。

#### ②計画推進への参画

地域包括支援センター、地域の各関係者、医療・介護等他職種協働による地域ケア会議を開催し、地域課題の把握や課題解決を行うとともに、市全体の政策課題を明らかにし、施策に反映させる等、各関係者の計画推進への参画を図ります。

計画策定の終了年次において、次期計画策定のため、アンケート等により実態や利用者の意向を把握するとともに、次期計画策定に関する必要な事項を審議する「下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会」委員の構成を被保険者の代表、介護保険事業者、公的団体の代表者等とし、市民や各関係者の参画を図ります。